

沖縄県漁港漁場関係事業補助金交付要綱新旧対照表

改正	現 行
<p>(趣旨) 第1条～第9条 [略]</p> <p>(事業遂行状況報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、各四半期(第4四半期は除く。)の末日現在において事業遂行状況報告書(第7号様式。ただし、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第7-2号様式)を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までにこれを知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が事業等について、別で遂行状況に係る報告を行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。</u></p> <p><u>3 第1項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。</u></p> <p>第11条～第13条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(趣旨) 第1条～第9条 [略]</p> <p>(事業遂行状況報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、各四半期(第4四半期は除く。)の末日現在において事業遂行状況報告書(第7号様式。ただし、投資交付金交付要綱に係る事業の場合は第7-2号様式)を作成し、当該四半期の最終月の翌月の10日までにこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>第11条～第13条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p>[新設]</p>

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。ただし、令和7年度以前の予算に係る旧要綱に基づく事業については、なお従前の例による。